社会福祉法人手取会 役員等報酬及び旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人手取会定款第8条及び第21条の規定に基づき、 理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)に関する報酬及び旅費について定める。

(報酬)

- 第2条 役員等に対する報酬は、理事会、評議員会及び監事監査会及び入札の立会 に出席したとき支給する。ただし、次の者には支給しない。
 - (1) 地方公務員法に定める一般職に属する地方公務員
 - (2) この法人の施設長を兼務し、職員給与が支給されている者
 - 2 報酬の額は、理事及び監事は日額7,000円、評議員は日額7,000円とする。
 - 3 定款第21条に定める理事及び監事に対する報酬の総額は、次のとおりとする。
 - (1) 全理事の報酬総額は、年間800千円以内とする。
 - (2) 全監事の報酬総額は、年間200千円以内とする。

(旅 費)

- 第3条 役員等に対する旅費は、業務のため、理事長の命令を受けて旅行する場合 に支給する。ただし、他の団体等から旅費などの支給を受けている場合は、 支給しない。
 - 2 旅費、宿泊料及び日当の額は、社会福祉法人手取会旅費規程(以下「旅費規程」という。)に定める9等級の例による。

(旅費規程の準用)

- 第4条 この規程に定めるもののほか、実施の細部についての必要な事項は社会福祉法人手取会の旅費規程を準用する。
 - 附 則 平成 14年 4月 1日より施行 平成 22年 4月 1日より施行 平成 22年 5月 26日より施行 この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。 この一部改正に伴い、社会福祉法人手取会評議員選任・解任委員会 運営細則第9条の「社会福祉法人手取会役員等報酬及び役員旅費規 程」を「社会福祉法人手取会役員等報酬及び旅費規程」に改める。